

グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、酒田地区広域行政組合消防本部庁内グループウェアの更新及び保守管理業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約方法等

プロポーザルにより選定された契約候補者と委託契約を締結する。

(4) 契約期間

① 更新業務委託

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

② 保守管理業務委託（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

令和8年3月21日（土）から令和13年3月31日（月）まで

3 提案上限額

(1) グループウェアサーバー更新業務委託 9,794,510円
(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) グループウェアサーバー保守管理業務委託 5,510,397円（60か月11日）
(内訳：60か月分として5,478,000円、11日分として32,397円)
(消費税及び地方消費税を含む。)

※当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので契約締結の際の予定価格を示すものではない。

4 担当部署

各書類提出先

酒田地区広域行政組合消防本部総務警防課総務係

所在地 〒998-0859 山形県酒田市大町字上割43番地の1

電話 0234-31-7119

F A X 0234-31-7129

電子メール soumu@fd-sakata.jp

担当 荘司、日下部

問合せ先

酒田地区広域行政組合消防本部通信指令課

電 話 0 2 3 4 - 3 1 - 7 1 6 4

F A X 0 2 3 4 - 3 1 - 7 1 6 5

電子メール tuusin@fd-sakata.jp

担 当 ^{ちょうじ} 丁子、斎藤

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 令和7・8年度酒田地区広域行政組合競争入札（見積）参加者登録簿の業種コード6「OA機器」細目コード1「OA機器・OA機器関連用品」において登載されていること。
- ② 山形県内に本社又は営業所を有すること。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ④ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田地区広域行政組合（以下、「組合」という。）の指名停止を受けている者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

6 参加表明手続

本プロポーザルに参加する意思のある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式3）
- (2) 提出期限
令和7年10月22日（水）12時（必着）
- (3) 提出場所
「4 担当部署」のとおり
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便）によること。
- (5) 参加資格の確認及び結果通知

参加表明書の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令和7年10月23日（木）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認通知書を、FAXにより通知する。

- ア 参加資格があると認めた者（様式４の１）
参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格がないと認めた者（様式４の２）
参加資格がない旨及びその理由

7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式６）
- イ 企画提案書（任意様式）
 - ・ A4版縦、横書き、左綴じとすること。
 - ・ 両面印刷とし、表紙に「グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。
 - ・ 文字サイズは10ポイント以上とすること。
 - ・ 枚数に制限は設けないが、プレゼンテーション時間内に説明できる内容量とすること。
 - ・ カラー印刷を基本とし、ページ番号を付すこと。
 - ・ 専門知識を有しない者でも理解できるように、なるべく専門用語を避けてわかりやすい平易な表現とすること。やむを得ず専門用語を使用する場合は注釈を加えること。
- ウ 仕様確認表（様式６の２）
- エ 価格提案書（見積書）
 - ・ 見積の総額及び内訳について、次項目により作成すること。（任意様式）
 - ・ 更新費用を更新費用見積書に、保守費用及びその他の費用を保守管理費用見積書に記載すること。
 - ・ 消費税及び地方消費税を含めた価格並びに消費税及び地方消費税を記載すること。
 - ・ 社判及び代表者印が押印されたものを提出すること。
 - ・ 令和7年度から令和12年度までの各年度の費用が分かるように記載すること。
 - ・ 構築費用やライセンス料など、積算内訳が分かるように記載すること。（別紙明細の添付も可）
 - ・ メーカーサポートについては、導入から1年以上とすること。ただし、仕様書や仕様確認表の要件を導入次年度以降も満たすために必要な場合は、令和9年2月以降についても運用費用見積書に計上すること。

(2) 提出部数

各書類について正本1部、副本1部を提出すること。ただし、企画提案書（様式6）については1部のみ。なお、前記書類のほかに、全ての提出書類をPDFファイル形式により記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を1枚提出すること。

(3) 提出期限

令和7年11月6日（木）12時（必着）

(4) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）によること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提案者は、1つの提案しか行うことができない。

イ 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、消防本部の判断により、記載内容の確認、資料の補正等を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等を行うことができるものとする。

エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。

オ 提出された企画提案書は、酒田地区広域行政組合情報公開条例（平成20年組合条例第3号）第5条に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。

8 質疑・回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出書類

質疑書（様式1）

(2) 提出期限

令和7年10月22日（水）12時（必着）

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

持参またはFAXによること。

(5) 回答方法

令和7年10月29日（水）までに、回答書（様式2）により、参加表明事業者へFAXで回答する。

9 企画提案の審査

(1) 基本事項

ア 審査は、消防本部が設置するグループウェアサーバー更新業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の特定を行う。

イ 選定委員会は、非公開とする。

ウ すべての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受託候補者を特定しないものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

ア 実施方法

- ・ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング20分の計40分とする。
- ・ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ・ 企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションをすること。スライドプレゼンテーションソフトの使用は自由とする。
- ・ プレゼンテーションを行う者は、企画提案事業の主担当者または本業務の保守責任者を基本とし、補足説明のために、提案する機器システムのメーカー担当者を含めることができる。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ 出席者は、3人以内とする。

イ 実施日時及び場所

参加資格確認結果の通知後に、提案者に対し別途通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、別表で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(4) 受託候補者等の特定

選定委員会において、各委員が提案者毎に評価点数の合計で順位を付け、第1位の順位が最も多い者を受託候補者とし、次に多い者を次点者として特定する。なお、複数の提案者において、第1位の順位獲得数が同数の場合は、全委員の評価点数を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を受託候補者とする。

(5) 審査結果の通知

ア 受託候補者を特定したときは、提案者全てに対し、審査結果通知書（様式7）により、次の事項を通知する。

- ・ 受託候補者及び次点者の名称
- ・ 評価結果（点数等）
- ・ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨

イ 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により管理者に対して説明を求めることができる。

- ・ 提出期限：令和7年11月28日（金）12時（必着）
- ・ 提出場所は、「4 担当部署」のとおりとする。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）によること。

ウ 管理者は、イの説明を求められたときは、令和7年12月12日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(6) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表する。

- ア 受託候補者及び次点者の名称
- イ 受託候補者の評価結果（点数等）

ウ 審査経過、審査結果及び委員名

1 0 契約に関する基本事項

- (1) 受託候補者と協議を行い、受託候補者の提案内容をもとに必要な応じて仕様書を修正し、その仕様書に基づく見積書を徴取の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者を新たな受託候補者として交渉を行うものとする。
- (3) 契約手続き及び契約書は、酒田地区広域行政組合契約に関する規則（昭和48年組合規則第15号）その他組合の契約に関する規定に定めるところによる。
- (4) 受託候補者が契約締結の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、又は契約締結に至らなかった場合は受託候補者としての特定を取り消し、次点者を新たな受託候補者として協議する。契約締結後においても、組合は催告を要せず契約を解除できるものとし、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、組合は一切の損害を負担しない。

1 1 スケジュール

実施内容	実施機関又は期日
公募開始	令和7年9月24日（水）
質疑書の提出	令和7年10月22日（水）12時まで
質疑書に対する回答	令和7年10月29日（水）17時まで
参加表明書等の提出	令和7年10月22日（水）12時まで
参加資格確認通知	令和7年10月23日（木）まで
企画提案書の提出	令和7年11月6日（木）12時まで
プレゼンテーション ヒアリング	令和7年11月10日（月）午後予定
辞退届の提出	令和7年11月6日（木）12時まで
審査結果の通知	令和7年11月中旬予定

1 2 その他

(1) 辞退の取扱い

参加資格確認通知書において、参加資格があると認められた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和7年11月6日（木）12時までに辞退届（様式5）を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者特定の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合

エ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合

- オ プレゼンテーション又はヒアリングに理由もなく欠席した場合
- カ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- キ 提案価格が、「3 提案上限額」を超過する場合

(3) 留意事項等

- ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- イ 書類の作成や提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、提出者の負担とする。
- ウ (2)イに該当する場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- エ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を組合に請求することはできない。
- オ 提出された書類は、返却しない。
- カ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

別表 評価項目及び評価事項

1 企画提案評価 (プレゼンテーション含む)	2 機能要件評価 (様式6の2仕様確認表)	3 価格評価 (下表)	総合評価点 (合計)
400点	300点	300点	1000点

企画提案評価表

No.	評価項目	主な評価視点	配点
1	本業務に対する考え方 (理解と提案方針)	消防本部のグループウェアの役割を理解し、魅力ある提案方針を示しているか。	30
2	システム等の概要及び特徴	職員にとって便利で効果的な機能及び管理職等が円滑かつ効果的な管理機能が備わっているか。	15
3	ハードウェア及びソフトウェア構成とその説明	継続的な使用に耐えうる性能になっているか、操作性に配慮された機器提案となっているか、システムの制御や事務処理に必要なソフトウェアは優れたものを提案できているか。	30
4	データ移行等	現行システムと同様のシステムで提案する場合は、データを新システムにすべて移行し、新システムにて継続的に利活用できる提案であるか。また、現行システムと別システムを提案する場合は、旧システムデータの利活用方法を適切に提案できているか。	30
5	運用イメージの説明	想定する運用等の内容と実施の手順、既存システムからの進化点、利用者の利便性向上の見込みが十分検討されているか。窓口職員の負担軽減とバックヤード業務の効率化は実現されるか。	30
6	ノーコードまたはローコードツールの説明	D X推進にかかわる具体的な提案があったか。便利で効果的な機能を提案できているか。	80
7	安否確認機能の説明	パソコン、スマートフォン、携帯電話等から現在の安否状況を入力できるか。パソコンやスマートフォンから職員の安否状況を確認できるか。	80
8	操作説明・研修	業務に必要な知識やスキルの習得に十分であるか。対象者に応じた内容になっているか。また導入後のフォロー体制が整っているか。	30
9	保守サポート体制 (機器保守内容について)	メーカーや納入先の支援体制等が適切か、保守拠点や連絡先、業務フロー役割等は、適切か。保守期間における、追加経費がない内容での提案ができていないか。	30

10	情報セキュリティ	セキュリティ対策は、万全か。また、以下の項目が満たされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者としてログの監視が容易にできること。 ・添付ファイルのダウンロード制限ができること。 ・ソフトウェア等のダウンロード、インストールの制限ができること。 	15
11	プレゼンテーション	取り組み意欲が感じられる提案であったか。 わかりやすく、理解が容易な説明ができているか。 質問に対する回答は適切であったか。	30
		計	400

価格評価<配点>

① 導入業務	$150 \text{ 点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格})$	150
② 保守業務	$150 \text{ 点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格})$	150
	計	300